

PCB廃棄物及びPCB使用製品の適正処理について

1 PCBとは

PCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、電気機器の絶縁油などのさまざまな用途に使用されていました。

慢性的な摂取により人の健康を害することが報告されています。昭和43年にはカネミ油症事件が発生し、その毒性が問題となり、昭和49年には製造・使用が禁止されています。

国内では、昭和47年までに約54,000トンのPCBが使用されています。

その代表的な用途として、高圧コンデンサー、高圧変圧器、安定器の絶縁油等があります。

【例】



コンデンサー

変圧器

安定器

高濃度PCB：廃油中のPCB濃度が0.5% (5,000mg/kg) 超えるもの。

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けた「銘板」を確認することで判別できます。

低濃度PCB：PCBの濃度が0.5% (5,000mg/kg) 以下のもの。

平成2年頃までに国内で製造された電気機器に、PCB汚染の可能性があることが知られており、抜油してPCB濃度を測定し判別します。

2 PCB廃棄物に対する規制の概要

PCB廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づき、以下の事項が責務として定められています。

【PCB特措法】

- (1) 毎年度、保管及び処分の状況に関し、届け出なければならない(法第8条)。
- (2) 全ての処分を終えた者は、届出なければならない(法第10条)。

<届出先>保管若しくは所有している事業場を管轄する地域振興局・支庁の環境担当課

(鹿児島市内の事業場については、鹿児島市廃棄物指導課)

<届出様式等>届出及び処分の方法等に係る詳細については、県ホームページを参照ください。

(県HPアドレス)<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/recycle/pcb/index.html>

- (3) 保管の場所を変更してはならない。ただし環境省令で定める場合を除く(法第8条)。
- (4) 相続、合併又は分割があったときは、承継のあった日から30日以内に届け出なければならない(法第16条)。

(5) 譲り渡し又は譲り受けではない。ただし、環境省令で定める場合を除く（法第17条）。

(6) 処分期間内に処理をしなければならない（法第10条、第14条及び第18条）。

種類	処分期間※1	特例処分期限日※2
高濃度P C B 廃棄物	変圧器・コンデンサー 安定器及び汚染物等	平成30年3月31日まで 令和3年3月31日まで
低濃度P C B廃棄物（変圧器等）		令和9年3月31日まで

※1 鹿児島県内の保管事業者及び所有事業者が、P C B廃棄物及びP C B使用製品の処分等を行わなければならない期間。

※2 鹿児島県内の保管事業者及び所有事業者が、P C B特措法に規定する要件を満たした場合に、P C B廃棄物及びP C B使用製品の処分等を行わなければならない期限。

＜注意＞ 新たにP C B廃棄物又はP C B使用製品を発見した場合は、速やかにその旨を届け出てください
いふ

【廃棄物処理法】

(1) P C B廃棄物の保管基準（法第12条の2）

- ア 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- イ 次に掲げる事項を表示した掲示板
(縦、横それぞれ60cm以上) の設置をすること。
 - ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - ・ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ウ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止のための措置を講じること。
- エ ねずみ、蚊、はえ等が発生しないようにすること。
- オ 他のものが混入するおそれのないように必要な措置を講じること。
- カ 容器に入れ密封する等のP C B廃棄物の揮発防止措置及び高温にさらされないために必要な措置を講じること。
- キ P C B廃棄物の腐食防止措置を講じること。

＜保管場所表示の例＞

(縦・横それぞれ60cm以上)

特別管理産業廃棄物
P C B廃棄物保管場所

関係者以外立入を禁止する。

管理責任者 ○○○

名称 ○○○○

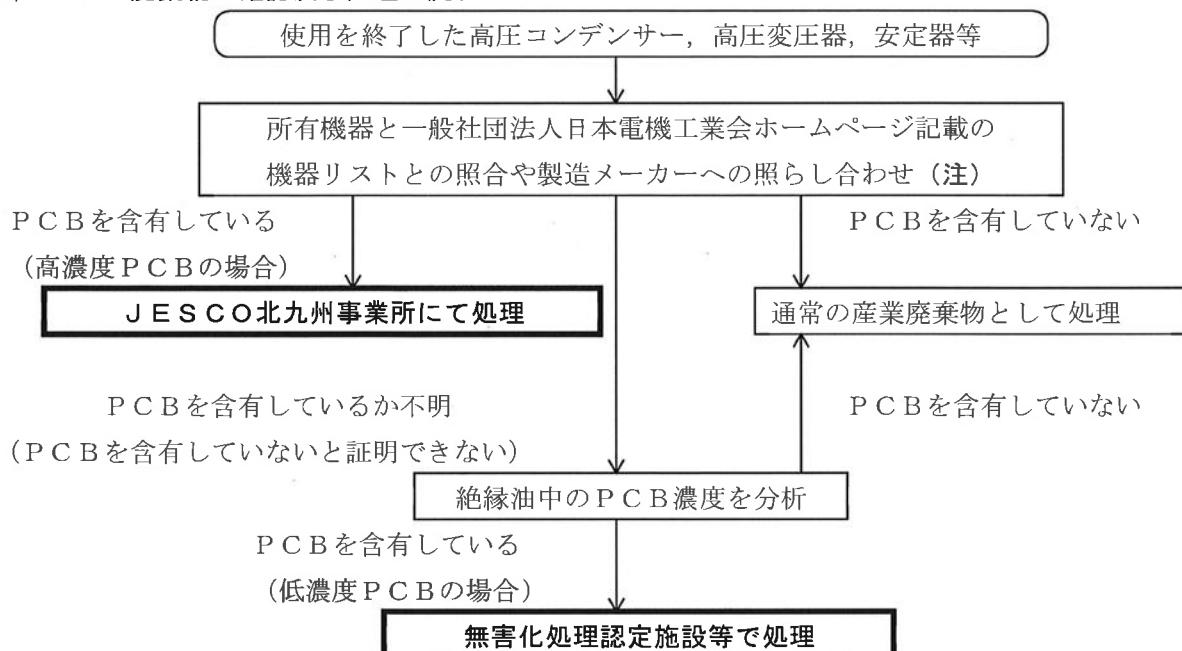
連絡先 ○○-○○○-○○

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

- ア 事業場ごとに設置しなければならない。
- イ 資格を有する者の設置が必要。

3 PCB廃棄物の処理

(1) PCB廃棄物の確認及び処理の流れ



(注)

- ※ 一般社団法人日本電機工業会（JEMA）のホームページ「PCBを含む機器であるかの判別方法及びPCBを含む電気機器である場合の対応方法」
(http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis pcb/hanbetsu_taiou.html)
- ※ 同ホームページ「お客様からの問い合わせ窓口」
(https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis pcb/p_6-1.html)

(2) 高濃度PCB廃棄物の処理

- ・ 高濃度PCB廃棄物は、「中間貯蔵・環境安全事業(株)」（JESCO：通称「ジェスコ」）に処理を委託して行います。
- ・ JESCOは、全額政府出資により設立された会社です。
- ・ 全国5か所で、PCB廃棄物の処理を行っており、鹿児島県内のものは北九州事業所で処理を行います。
- ・ JESCOでPCB廃棄物を処理するには、あらかじめ登録が必要です。
- ・ JESCO北九州事業所における処分期間は、高濃度PCB廃棄物のうち高圧変圧器、高圧コンデンサーは平成30年3月31日（特例処分期限日：平成31年3月31日）まで、安定器・汚染物等は令和3年3月31日（特例処分期限日：令和4年3月31日）までとなっており、期間内に処理をしなければなりません。

※ 中小企業者等の方は、高濃度PCB廃棄物の処理において処理費用の支援制度があります。詳しくはJESCOに直接お問い合わせください。

— JESCOのお問合せ先 —

中間貯蔵・環境安全事業(株) 小倉オフィス 営業課
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8-1 AIMビル8階
電話 093-522-8588

(3) 低濃度P C B廃棄物の処理

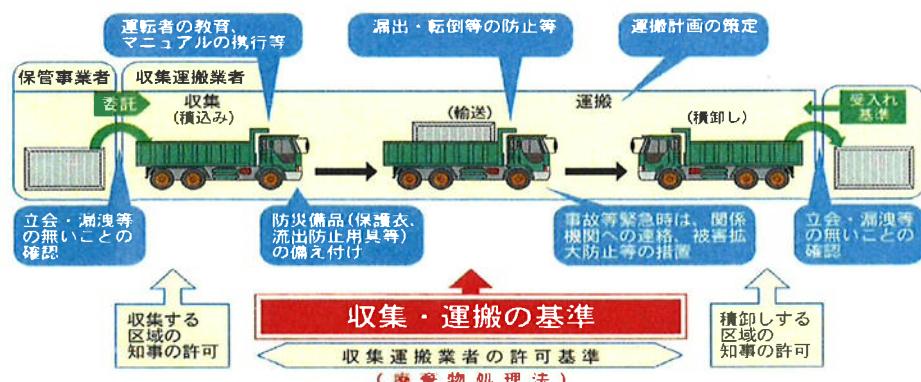
- 低濃度P C B廃棄物の処理については、国の無害化処理認定を受けた処理業者若しくは都道府県の許可を受けた処理業者に委託して行います。
- 処理できる低濃度P C B廃棄物の種類や大きさ等について制限がある場合がありますので、詳しくは処理業者に直接お問い合わせください。
- 低濃度P C B廃棄物は、令和9年3月31日までに処理しなければなりません。

※ 使用中の変圧器の構造、P C B濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。

4 P C B廃棄物収集運搬業者に課せられる規制

P C B廃棄物の収集運搬業者は、①密閉できることなどP C Bの漏洩防止措置を講じた運搬容器を有すること、②運搬車等には応急措置設備、緊急時の連絡設備等が備え付けられていること、③業務に直接従事する者（運転者等）がP C B等の性状、事故時の応急措置等の知識及び技能を有すること、などの許可基準を満たす必要があります。

また、P C B廃棄物保管事業者が、自ら運搬を行う場合にあっても、P C Bの漏洩防止措置を講じた運搬容器に収納して運搬することが必要です。その他、P C B廃棄物の収集運搬が広域、かつ一定期間行われることとなることから、環境省は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化した「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成16年3月に定めました（平成23年8月改訂）。



PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの内容

<収集・運搬>		<安全管理及び運行体制>
①事前調査・委託契約 ②収集・運搬の方法 ③表示・標識 ④携行書類		①安全管理の体制 ②収集・運搬従事者の教育 ③運搬計画 ④運行管理 ⑤届出
<運搬容器>		<緊急時の対応>
①運搬容器の基準 ②運搬容器の種類 ③運搬容器の試験 ④運搬容器の選定 ⑤運搬容器の再使用 ⑥運搬容器の維持管理		①事故の未然防止 ②緊急連絡体制 ③緊急時の措置
<収集・運搬の基準>		収集運搬業者の許可基準 (廃棄物処理法)
<立会・漏洩等の無いことの確認>		立会・漏洩等の無いことの確認
<防災用品(保護衣、流出防止用具等)の備え付け>		防災用品(保護衣、流出防止用具等)の備え付け
<事故等緊急時は、関係機関への連絡、被害拡大防止等の措置>		事故等緊急時は、関係機関への連絡、被害拡大防止等の措置
<立会・漏洩等の無いことの確認>		立会・漏洩等の無いことの確認
<立会・漏洩等の無いことの確認>		立会・漏洩等の無いことの確認
<立会・漏洩等の無いことの確認>		立会・漏洩等の無いことの確認